

E-1161

南京入城直後に、これらの残虐行為に関する報告を受け取つた。審判の證據によれば、これらの報告は信用され、この問題は陸軍省に照會されたといふことである。陸軍省から、残虐行為を中止させるといふ保證が受取られた。この保證が與えられた後も、残虐行為の報告は、少くとも一ヵ月の間、引續いてはいつてきた。本裁判所の意見では、残虐行為をやめさせるために、直ちに措置を講ずることを闡發で主張せず、また同じ結果をもたらすために、かれがとることができた他のごのような措置もとらなかつた。といふことで、廣田は自己の義務に怠慢であつた。何百という殺人、婦人に對する暴行、その他の残虐行為が、毎日行われていたのに、右の保證が實行されていなかつたことを知つていた。しかも、かれはその保證にたよるだけで満足していた。かれの不作爲は、犯罪的な過失に達するものであつた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七及び第五十五について、廣田を有罪と判定する。訴因第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五及び第五十四については、かれは無罪である。